

令和 3 年度 第 1 回

箕面市都市計画審議会

議 案 書

日 時 令和 3 年（2021 年）1 2 月 1 7 日（金）
午後 1 時 0 0 分

場 所 箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号
箕面市役所本館 3 階委員会室

令和3年度 第1回

箕面市都市計画審議会 案件一覧表

案件番号	案 件 名	決定権者	頁
案件1	北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について【付議】	箕面市	1-1
案件2	特定生産緑地の指定について【諮問】	—	2-1



緑豊かな北大阪都市みのお

箕面市

箕み公第 2 2 8 号の 2
令和 3 年(2021年) 1 2 月 9 日

箕面市都市計画審議会
会長 増田 昇 様

箕面市長 上 島 一 彦



北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について【付議】

標記のことについて、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、箕面市都市計画審議会の議決を求めたく、次のように付議します。

北部大阪都市計画生産緑地地区の変更(箕面市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
萱野4-A	箕面市萱野四丁目地内	約 - ha	廃止	1/5
萱野4-G	箕面市萱野四丁目地内	約 - ha	廃止	2/5
外院3-A	箕面市外院三丁目地内	約 - ha	廃止	3/5
坊島5-D	箕面市坊島五丁目地内	約 - ha	廃止	4/5
小野原西5-J	箕面市小野原西五丁目地内	約 0.08 ha	区域変更	5/5
小野原西5-K	箕面市小野原西五丁目地内	約 0.11 ha	区域変更	5/5
小 計		約 0.19 ha		
箕面1-B他253地区		約 58.52 ha	変更なし	
合 計	256地区	約 58.71 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者の故障又は死亡により、農林漁業の継続が不可能となったことから、指定要件を満たすことができなくなったため、生産緑地地区の廃止及び区域変更をしようとするものである。

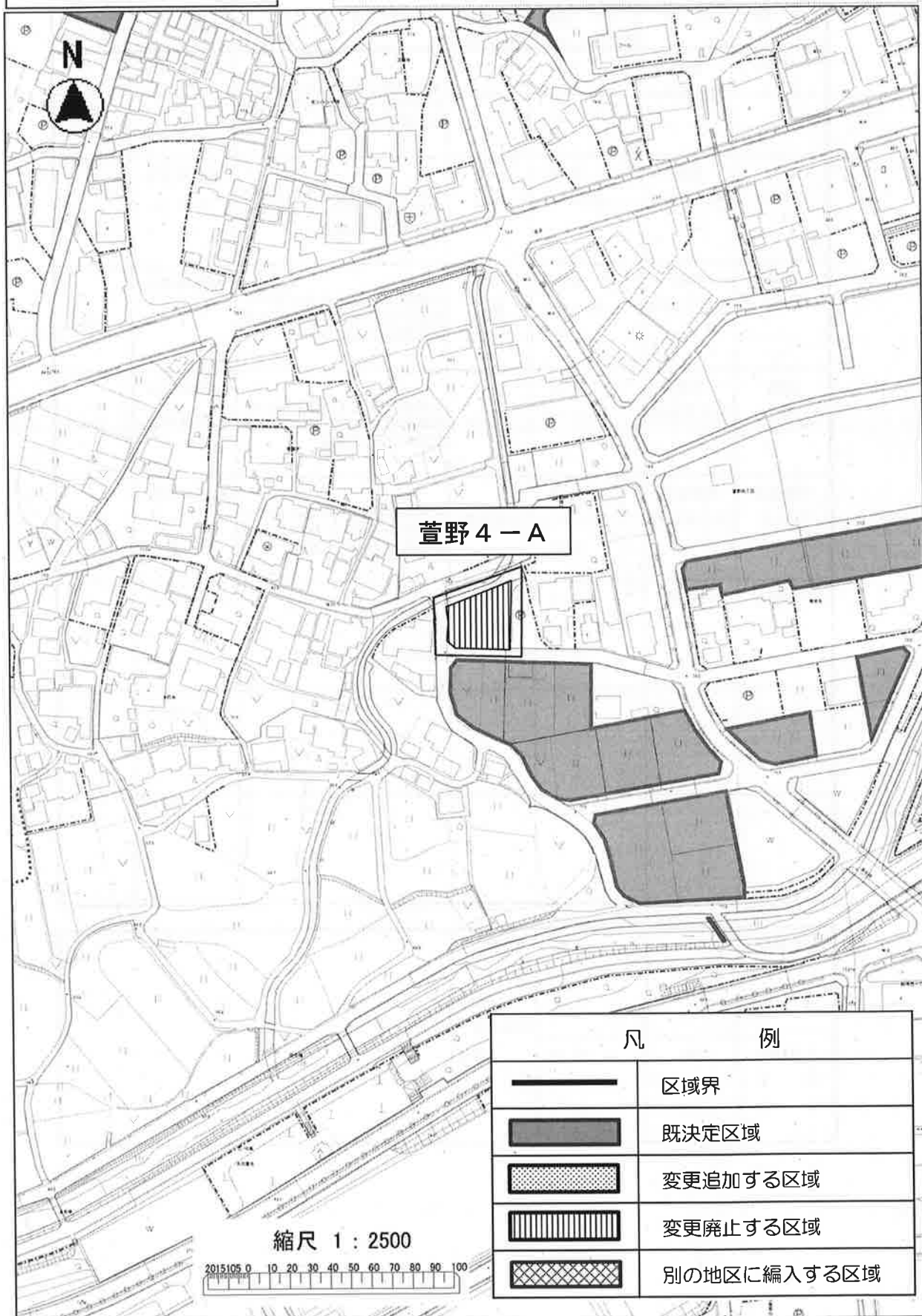
新 旧 対 照 表

名 称	位 置	変更前 面積 変更後 (ha)	追 加・ 区域変更・ 廃止の別	変 更 理 由	備 考	図 面 番 号
萱野 4-A	萱野 四丁目地内	0.07 約 ——— ———	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取申出（死亡）後の行為制 限解除による廃止	解除年月日 R3.5.22	1/5
萱野 4-G	萱野 四丁目地内	0.05 約 ——— ———	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取申出（死亡）後の行為制 限解除による廃止	解除年月日 R2.12.25	2/5
外院 3-A	外院 三丁目地内	0.06 約 ——— ———	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取申出（死亡）後の行為制 限解除による廃止	解除年月日 R3.8.24	3/5
坊島 5-D	坊島 五丁目地内	0.13 約 ——— ———	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取申出（故障）後の行為制 限解除による廃止	解除年月日 R3.2.20	4/5
小野原西 5-J	小野原西 五丁目地内	0.20 約 ——— 0.08	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取申出（死亡）後の行為制 限解除による区域変更	解除年月日 R3.5.24	5/5
小野原西 5-K	小野原西 五丁目地内	0.17 約 ——— 0.11	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取申出（死亡）後の行為制 限解除による区域変更	解除年月日 R3.5.24	5/5

変更地区		0.68 約 ———	計	
合 計	6地区	0.19	追加 0地区 区域変更	
生産緑地 地 区	260 ———地区	59.20 約 ———	2地区 廃止	
合 計	256	58.71	4地区	

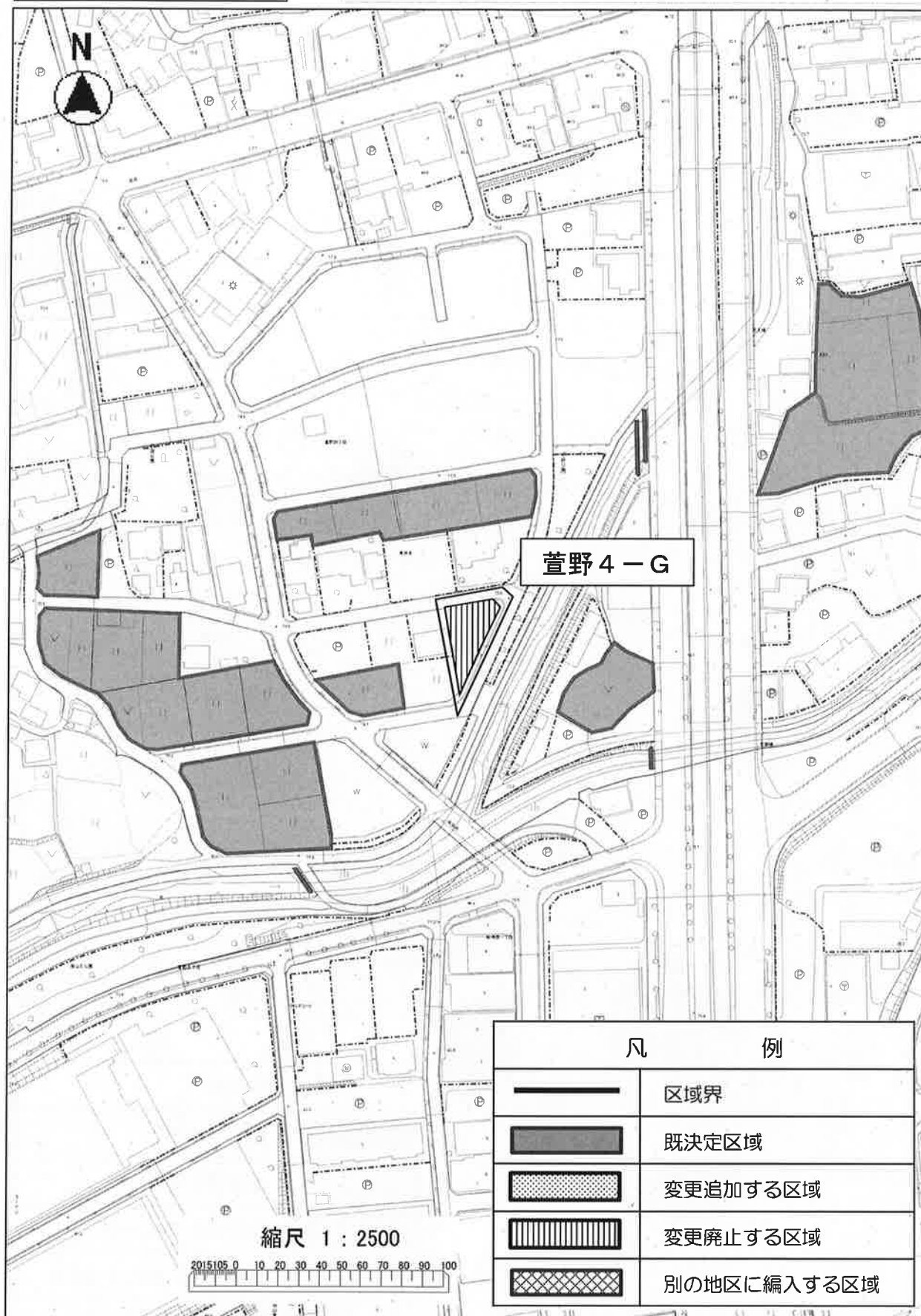
詳細図 1/5

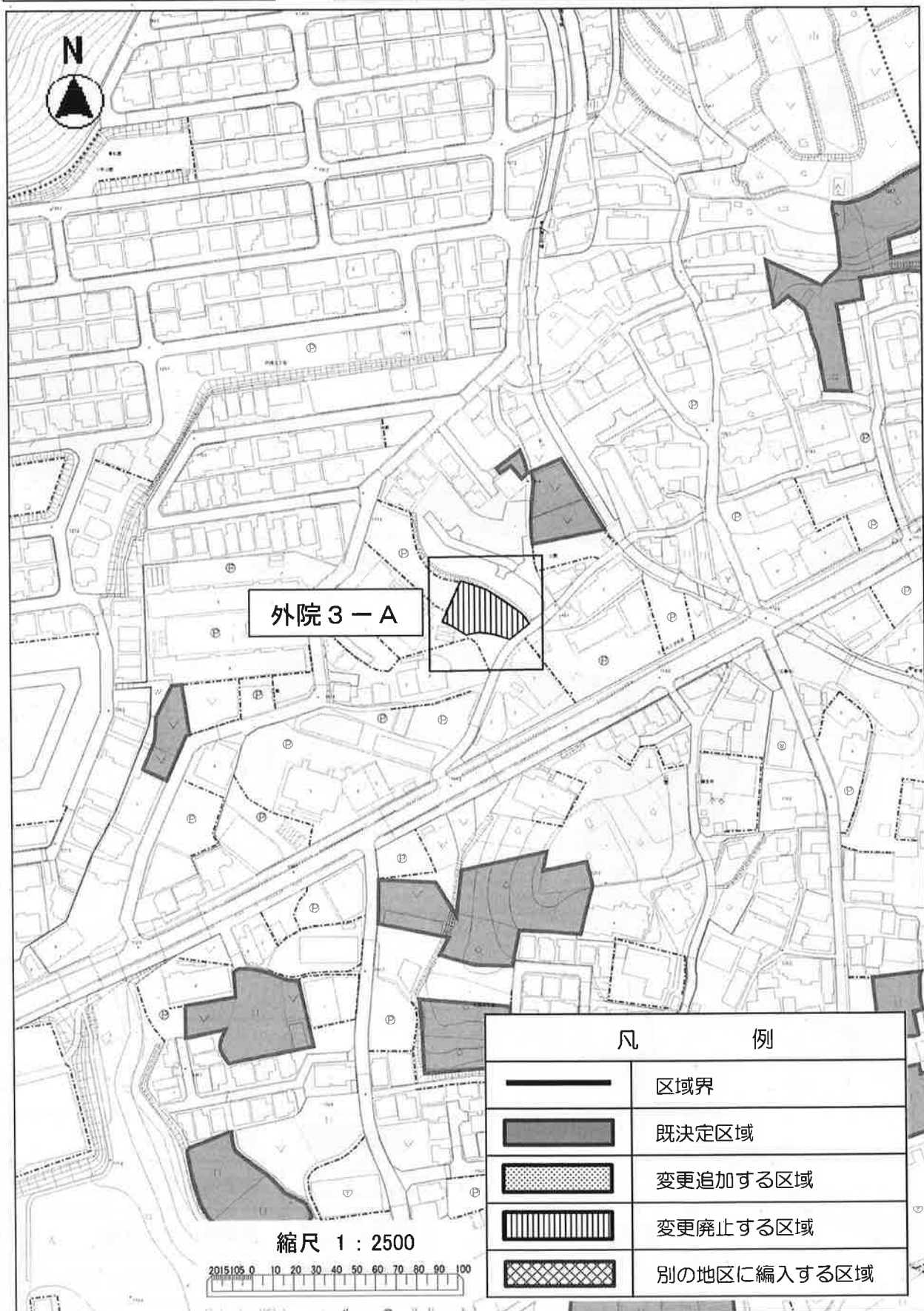
令和3年度（2021年度）北部大阪都市計画
生産緑地地区の変更（箕面市） 【新旧対照詳細図】



詳細図 2/5

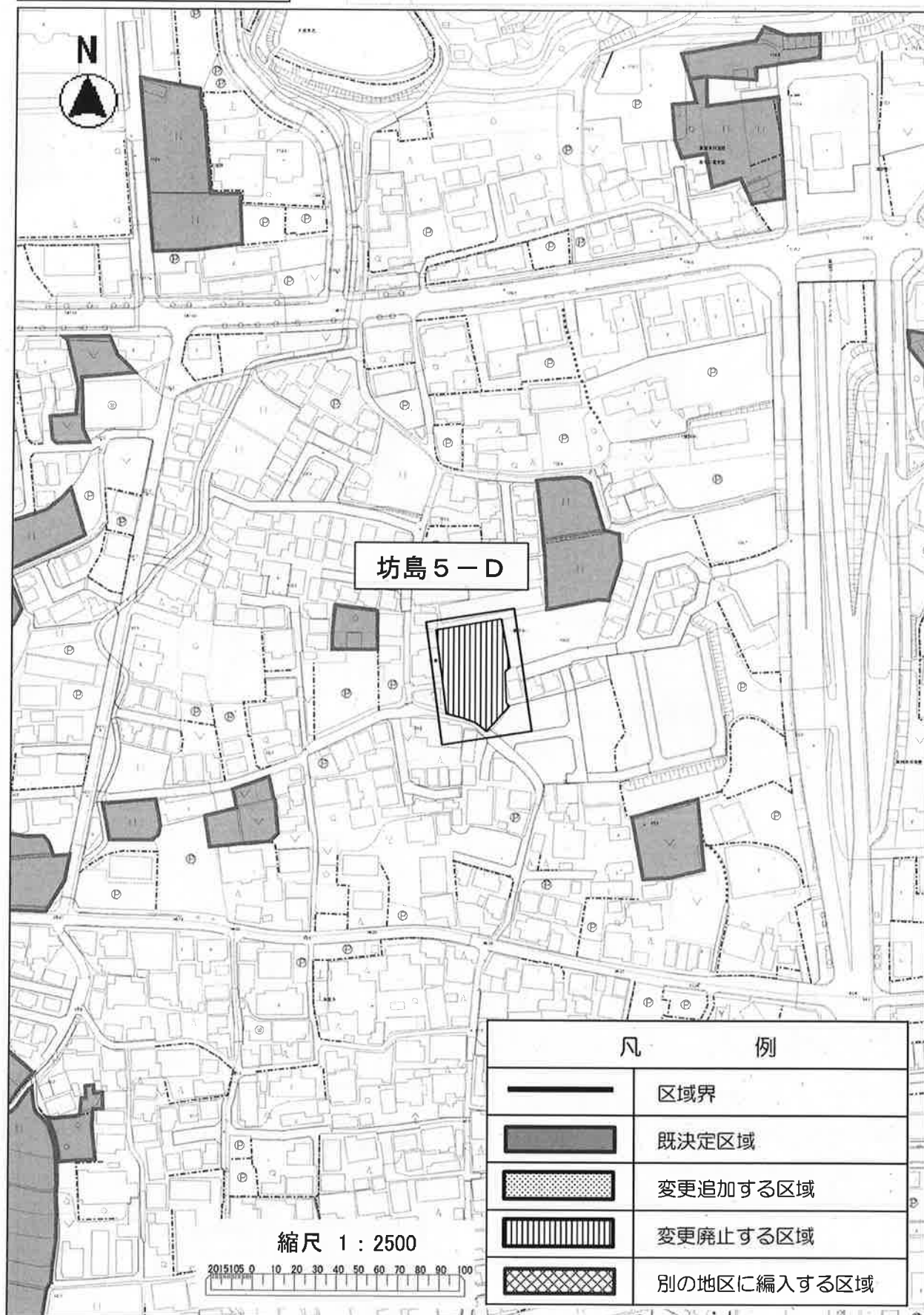
令和3年度（2021年度）北部大阪都市計画
生産緑地地区の変更（箕面市） 【新旧対照詳細図】





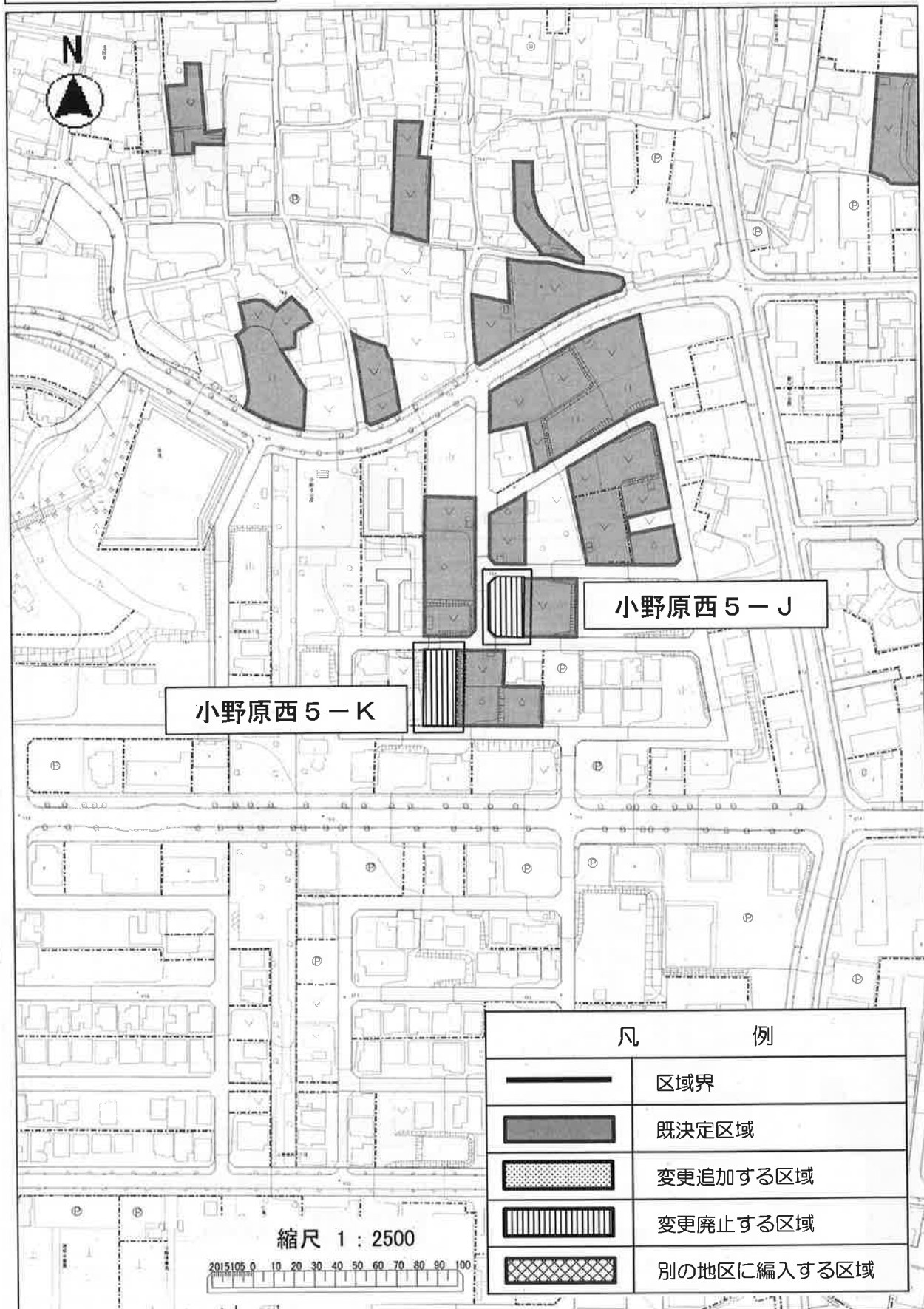
詳細図 4/5

令和3年度（2021年度）北部大阪都市計画
生産緑地地区の変更（箕面市） 【新旧対照詳細図】



詳細図 5/5

令和3年度（2021年度）北部大阪都市計画
生産緑地地区の変更（箕面市） 【新旧対照詳細図】



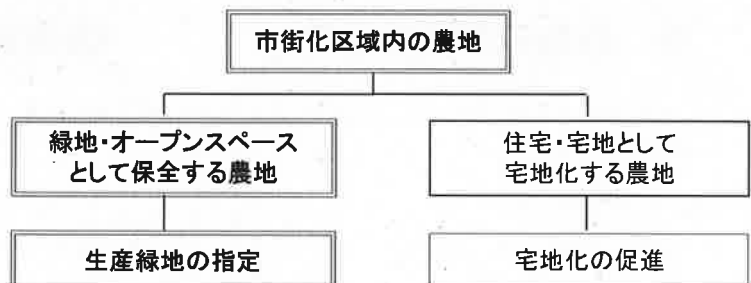
【案件1】 北部大阪都市計画 生産緑地地区の変更について

令和3年12月17日
箕面市
みどりまちづくり部 公園緑地室

令和3年度（2021年度）第1回箕面市都市計画審議会議案書

生産緑地地区とは

- 生産緑地地区は、緑地機能などに優れた農地を計画的に保全するための地区として、都市計画法で指定するものです。
- 生産緑地には、農地等として管理する義務は生じるが、一方で固定資産税が軽減され、農地課税となる等の措置が受けられます。



生産緑地制度の概要

1. 生産緑地地区の指定（生産緑地法 第3条）

- ① 良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適していること
- ② 「個々の農地等」又は「一団の農地等」の面積が300㎡以上あること

・平成30年4月1日「箕面市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」により面積要件 300㎡以上とする。

・平成31年4月1日「箕面市生産緑地地区の指定に関する基準要綱」により「個々の農地等」は、地形的まとまりを有している農地等であって、おおむね100㎡以上のものを、また、「一団地の農地等」とは、複数の「個々の農地等」の間の距離がおおむね100m以内にあるものをいう。

- ③ 農林業の継続が可能な条件を備えていること

※上記の条件に該当する区域について、都市計画を定めることができる。

生産緑地制度の概要

（制度の概要のつづき）

2. 生産緑地の管理（生産緑地法 第7条）
3. 行為の制限（生産緑地法 第8条）
4. 土地の買取りの申出（生産緑地法 第10条）
5. 生産緑地の取得のあつせん（生産緑地法 第13条）
6. 行為の制限の解除（生産緑地法 第14条）

変更の理由

生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者の故障又は死亡により、農林漁業の継続が不可能となったことから、指定要件を満たすことができなくなったため、生産緑地地区の廃止及び区域変更をしようとするものである。

生産緑地地区の変更箇所

	名 称	位 置	面 積	備 考
1	萱野4－A	萱野四丁目地内	---ha	廃止
2	萱野4－G	萱野四丁目地内	---ha	廃止
3	外院3－A	外院三丁目地内	---ha	廃止
4	坊島5－D	坊島五丁目地内	---ha	廃止
5	小野原西5－J	小野原西五丁目地内	0.08ha (800m ²)	区域変更
6	小野原西5－K	小野原西五丁目地内	0.11ha (1,100m ²)	区域変更

生産緑地地区の変更内容

		[変更前]		[変更後]
・ 区域変更	2地区	0.37ha (3,700㎡)	→	0.19ha (1,900㎡)
・ 廃止	4地区	0.31ha (3,100㎡)	→	0ha (0㎡)
計		0.68ha (6,800㎡)	→	0.19ha (1,900㎡)
				0.49ha (4,900㎡) 減小

◎箕面市全体では

・ 変更前	260地区	59.20ha (592,000㎡)
・ 変更後	256地区	58.71ha (587,100㎡)
計		0.49ha (4,900㎡) 減小

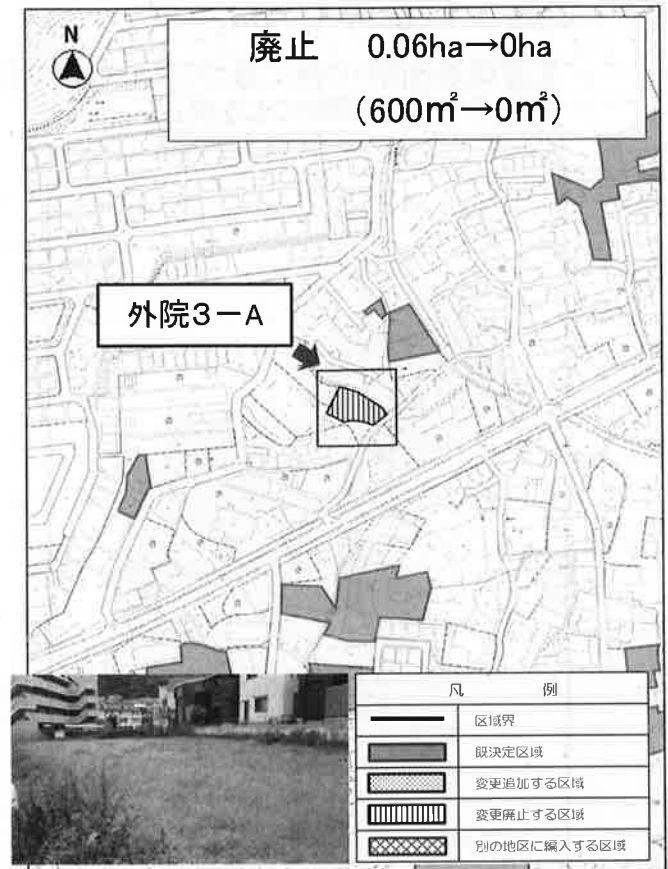
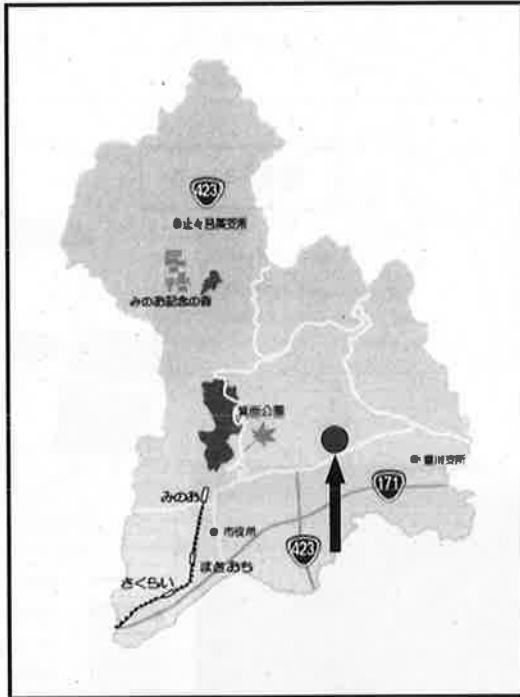
なぜ、都市計画変更をするのか？

- ・主たる従事者の死亡または故障により、営農が続けられなくなった場合は、所有者からの買取り申し出が可能となる。【生産緑地法第10条】
- ↓
- ・買取り申し出の受理から3ヶ月以内に所有権の異動がない場合には行為制限が解除され、生産緑地としての制限がなくなる。【生産緑地法第14条】
- ↓
- ・現時点で、既に生産緑地の制限は解除されているが、都市計画法に規定する生産緑地地区を廃止する必要があるため、都市計画審議会に付議する。【都市計画法第21条第2項】

都市計画変更の指定解除が正しくなされているか等
について、ご審議をいただくものです。

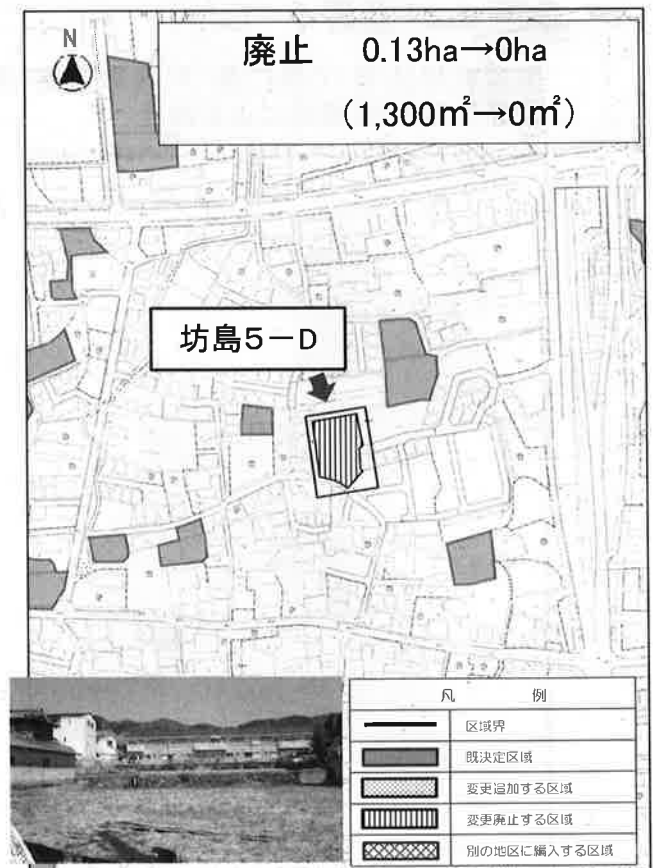
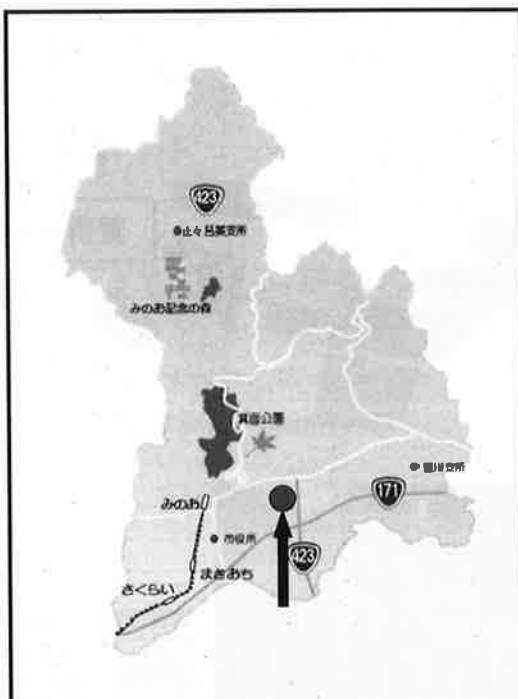
●廃止3（外院3－A）

生産緑地法第10条に基づく買取申出（死亡）
後の行為制限解除による廃止



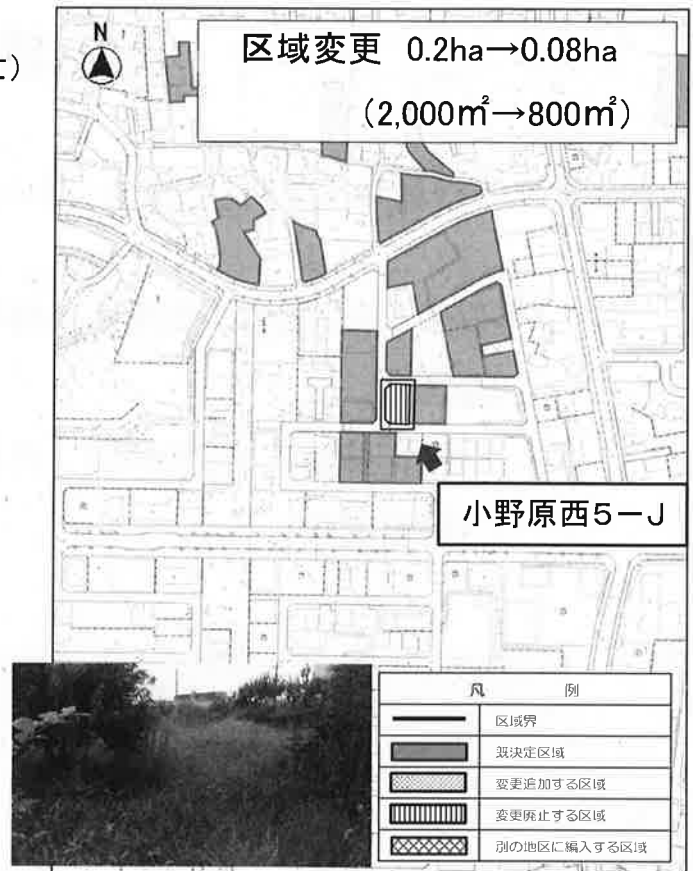
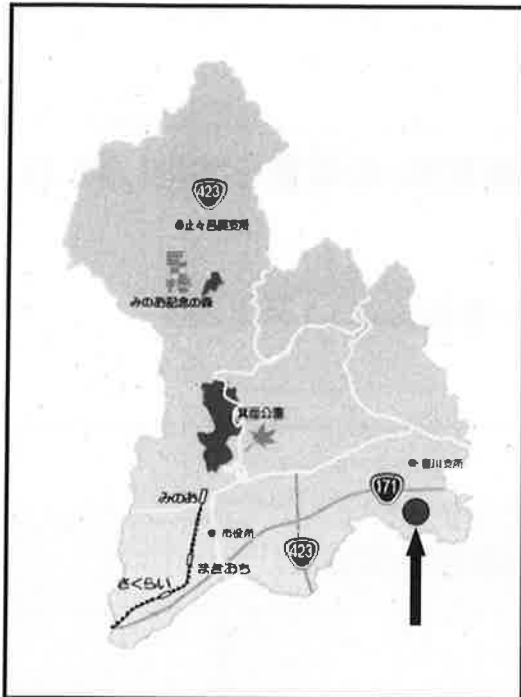
●廃止4（坊島5－D）

生産緑地法第10条に基づく買取申出（故障）
後の行為制限解除による廃止



●区域変更1（小野原西5-J）

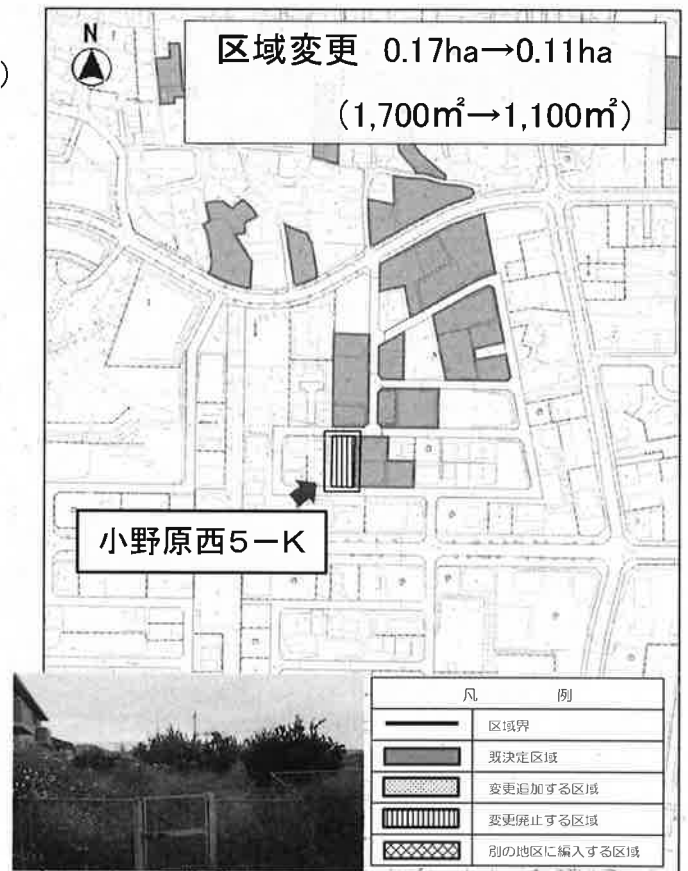
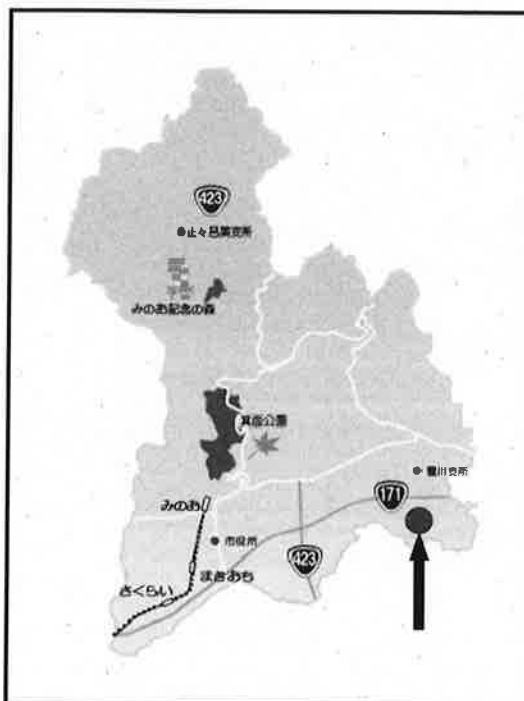
生産緑地法第10条に基づく買取申出（死亡）
後の行為制限解除による区域変更



令和3年度（2021年度）第1回箕面市都市計画審議会議案書

●区域変更2（小野原西5-K）

生産緑地法第10条に基づく買取申出（死亡）
後の行為制限解除による区域変更



案の縦覧結果

■都市計画法第17条に基づく案の縦覧

一般市民を対象に「生産緑地地区の変更案」の縦覧を実施しました。

【縦覧】

- ・縦覧期間 令和3年11月8日～令和3年11月22日
- ・閲覧者数 0名

意見書の提出はありませんでした。



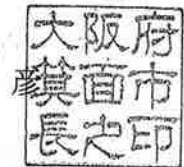
緑豊かな北大阪都市みのお

箕面市

箕面公第228号の3
令和3年(2021年)12月9日

箕面市都市計画審議会
会長 増田 昇 様

箕面市長 上 島 一



特定生産緑地の指定について【諮問】

標記のことについて、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、箕面市都市計画審議会の意見を求めたく、次のように諮問します。

特定生産緑地の指定

生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
箕面1-B	箕面市箕面一丁目地内	約 0.15 ha		1
箕面4-B	箕面市箕面四丁目地内	約 0.14 ha		2
箕面5-B	箕面市箕面五丁目地内	約 0.20 ha		2
箕面5-C	箕面市箕面五丁目地内	約 0.07 ha		2
箕面5-D	箕面市箕面五丁目地内	約 0.09 ha		2
箕面5-E	箕面市箕面五丁目地内	約 0.05 ha		2
箕面6-A	箕面市箕面六丁目地内	約 0.08 ha		2
箕面6-C	箕面市箕面六丁目地内	約 0.10 ha		2
箕面7-A	箕面市箕面七丁目地内	約 0.15 ha		1
西小路2-A	箕面市西小路二丁目及び西小路四丁目地内	約 0.31 ha		2
西小路2-B	箕面市西小路二丁目地内	約 0.10 ha		2
西小路2-D	箕面市西小路二丁目地内	約 0.02 ha	一部指定	2
西小路2-E	箕面市西小路二丁目地内	約 0.07 ha		2
西小路3-C	箕面市西小路三丁目地内	約 0.24 ha	中部土地区画整理	2
西小路4-B	箕面市西小路四丁目地内	約 0.19 ha		2
牧落1-B	箕面市牧落一丁目地内	約 0.38 ha		2
牧落1-C	箕面市牧落一丁目地内	約 0.15 ha	中部土地区画整理	2
牧落1-E	箕面市牧落一丁目地内	約 0.07 ha	中部土地区画整理	2
牧落1-F	箕面市牧落一丁目地内	約 0.05 ha	一部指定	2
牧落1-G	箕面市牧落一丁目地内	約 0.18 ha	一部指定 中部土地区画整理	2
牧落2-A	箕面市牧落二丁目地内	約 0.07 ha	中部土地区画整理	2
牧落3-A	箕面市牧落三丁目地内	約 0.07 ha	中部土地区画整理	2
牧落3-E	箕面市牧落三丁目地内	約 0.07 ha	中部土地区画整理	2
牧落3-F	箕面市牧落三丁目地内	約 0.12 ha	中部土地区画整理	2
牧落3-H	箕面市牧落三丁目地内	約 0.16 ha	中部土地区画整理	2
牧落4-A	箕面市牧落四丁目地内	約 0.62 ha	一部指定	2
牧落5-A	箕面市牧落五丁目地内	約 0.35 ha		2
牧落5-B	箕面市牧落五丁目地内	約 0.26 ha		2
牧落5-C	箕面市牧落五丁目地内	約 0.14 ha		2
百楽荘4-A	箕面市百楽荘四丁目地内	約 0.12 ha		2
桜井2-A	箕面市桜井二丁目地内	約 0.41 ha		2
桜1-A	箕面市桜一丁目地内	約 0.19 ha		2
桜1-B	箕面市桜一丁目地内	約 0.12 ha		2
桜4-A	箕面市桜四丁目地内	約 0.10 ha		2
桜4-D	箕面市桜四丁目地内	約 0.08 ha		2
桜4-E	箕面市桜四丁目地内	約 0.05 ha		2

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
桜5-A	箕面市桜五丁目地内	約 0.19 ha		2
桜5-B	箕面市桜五丁目地内	約 0.08 ha		2
半町1-B	箕面市半町一丁目地内	約 0.07 ha		2
半町3-A	箕面市半町三丁目地内	約 0.24 ha		2
瀬川1-B	箕面市瀬川一丁目地内	約 0.05 ha		2
瀬川2-A	箕面市瀬川二丁目地内	約 0.15 ha		2
瀬川4-A	箕面市瀬川四丁目地内	約 0.08 ha		2
瀬川5-A	箕面市瀬川五丁目地内	約 0.06 ha		2
新稲3-B	箕面市新稲三丁目地内	約 0.10 ha	一部指定	2
新稲4-A	箕面市新稲四丁目及び新稲五丁目地内	約 0.11 ha	一部指定 3・4・3田村橋通り線	2
新稲4-B	箕面市新稲四丁目地内	約 0.12 ha		2
新稲4-C	箕面市新稲四丁目地内	約 0.06 ha		2
新稲5-A	箕面市新稲五丁目地内	約 0.20 ha		2
新稲5-B	箕面市新稲五丁目地内	約 0.06 ha		2
新稲5-C	箕面市新稲五丁目地内	約 0.07 ha		2
新稲5-D	箕面市新稲五丁目地内	約 0.50 ha		2
新稲5-G	箕面市新稲五丁目地内	約 0.05 ha		2
新稲5-I	箕面市新稲五丁目地内	約 0.13 ha		2
新稲5-K	箕面市新稲五丁目地内	約 0.10 ha		2
新稲5-L	箕面市新稲五丁目地内	約 0.10 ha	一部指定 3・4・3田村橋通り線	2
新稲6-B	箕面市新稲六丁目地内	約 0.15 ha	3・5・13瀬川新稲線	2
新稲6-D	箕面市新稲六丁目地内	約 0.12 ha	一部指定	2
新稲6-E	箕面市新稲六丁目地内	約 0.30 ha	3・5・13瀬川新稲線	2
桜ヶ丘2-A	箕面市桜ヶ丘二丁目地内	約 0.12 ha		2
桜ヶ丘4-A	箕面市桜ヶ丘四丁目地内	約 0.60 ha		2
稲1-B	箕面市稲一丁目地内	約 0.33 ha		2
稲1-D	箕面市稲一丁目地内	約 0.11 ha		2
稲1-F	箕面市稲一丁目地内	約 0.15 ha		2
稲2-A	箕面市稲二丁目地内	約 0.11 ha		2
稲2-B	箕面市稲二丁目地内	約 0.09 ha		2
稲2-C	箕面市稲二丁目地内	約 0.06 ha	一部指定	2
稲2-D	箕面市稲二丁目地内	約 0.36 ha		2
稲2-F	箕面市稲二丁目地内	約 0.13 ha		2
稲2-G	箕面市稲二丁目地内	約 0.11 ha		2
稲2-H	箕面市稲二丁目地内	約 0.15 ha	一部指定	2
稲3-A	箕面市稲三丁目地内	約 0.18 ha		2
稲3-B	箕面市稲三丁目地内	約 0.10 ha		2
稲4-B	箕面市稲四丁目地内	約 0.08 ha		2
稲5-A	箕面市稲五丁目地内	約 0.09 ha		2
稲5-B	箕面市稲五丁目地内	約 0.16 ha		2

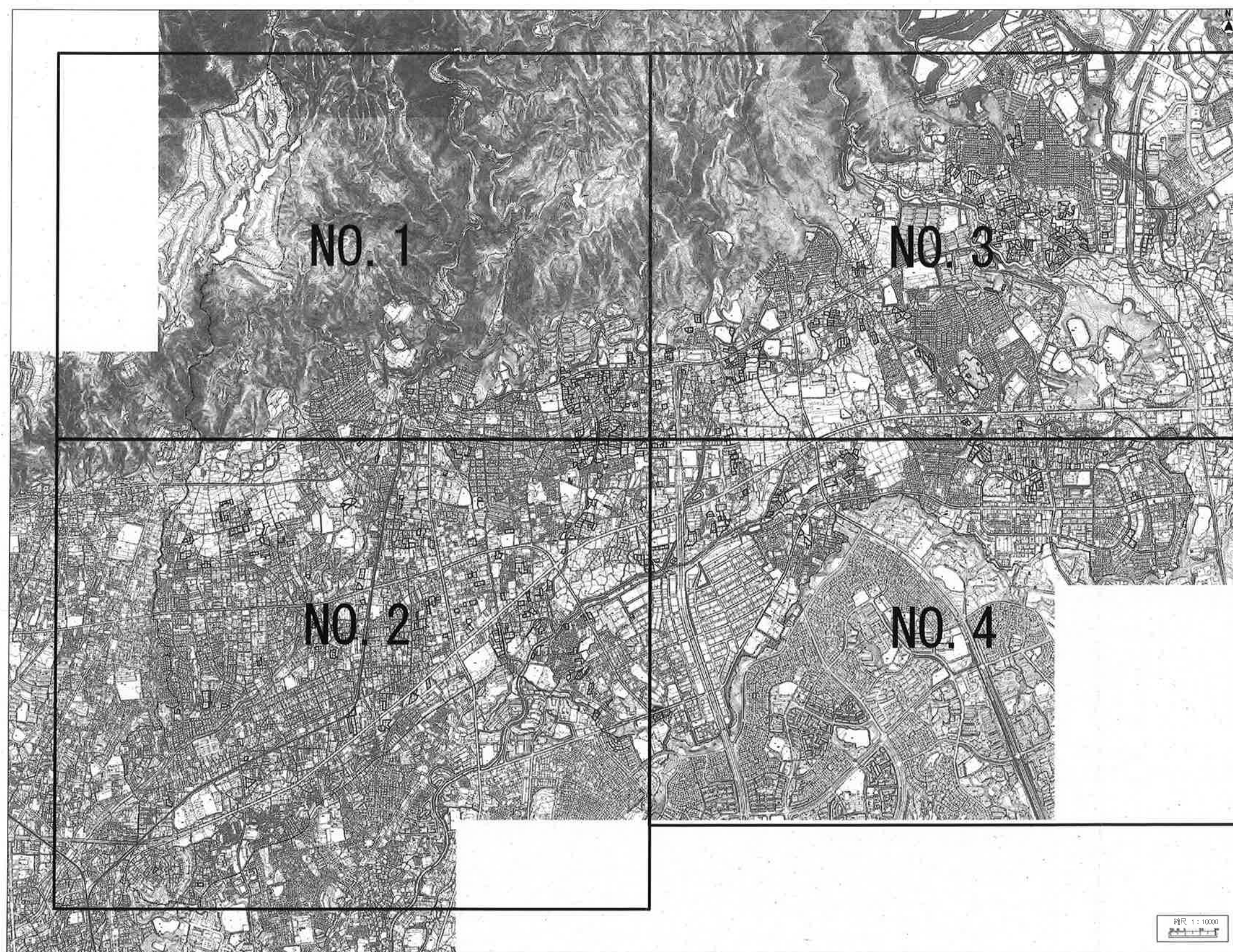
名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
稲5-C	箕面市稲五丁目地内	約 0.11 ha		2
稲5-D	箕面市稲五丁目地内	約 0.06 ha		2
稲5-E	箕面市稲五丁目地内	約 0.12 ha		2
稲6-A	箕面市稲六丁目地内	約 0.14 ha		2
稲6-B	箕面市稲六丁目地内	約 0.07 ha		2
稲6-C	箕面市稲六丁目地内	約 0.20 ha		2
稲6-D	箕面市稲六丁目地内	約 0.13 ha		2
稲6-E	箕面市稲六丁目地内	約 0.24 ha		2
萱野1-C	箕面市萱野一丁目地内	約 0.15 ha		2
萱野1-F	箕面市萱野一丁目地内	約 0.19 ha	一部指定 3・4・8芝如意谷線	2
萱野1-G	箕面市萱野一丁目地内	約 0.62 ha	3・4・8芝如意谷線	2
萱野1-I	箕面市萱野一丁目地内	約 0.08 ha		2
萱野1-L	箕面市萱野一丁目地内	約 0.05 ha	一部指定	2
萱野4-B	箕面市萱野四丁目地内	約 0.47 ha	萱野第1農住組合特定土地区画整理	2
萱野4-C	箕面市萱野四丁目地内	約 0.28 ha	萱野第1農住組合特定土地区画整理	2
萱野4-D	箕面市萱野四丁目地内	約 0.19 ha	一部指定 萱野第1農住組合特定土地区	4
萱野4-E	箕面市萱野四丁目地内	約 0.06 ha	萱野第1農住組合特定土地区画整理	4
萱野4-F	箕面市萱野四丁目地内	約 0.11 ha		4
萱野5-A	箕面市萱野五丁目地内	約 0.05 ha	萱野第2土地区画整理	2
西宿1-D	箕面市西宿一丁目及び白島一丁目地内	約 0.41 ha		4
西宿1-F	箕面市西宿一丁目地内	約 0.09 ha		4
西宿2-A	箕面市西宿二丁目地内	約 0.50 ha		4
西宿2-B	箕面市西宿二丁目地内	約 0.79 ha	一部指定	4
西宿2-D	箕面市西宿二丁目地内	約 0.10 ha		4
西宿2-E	箕面市西宿二丁目地内	約 0.06 ha		4
西宿2-F	箕面市西宿二丁目地内	約 0.13 ha		4
今宮2-A	箕面市今宮二丁目地内	約 0.51 ha	一部指定	4
今宮2-E	箕面市今宮二丁目地内	約 0.11 ha		4
今宮3-A	箕面市今宮三丁目地内	約 0.12 ha		4
今宮3-B	箕面市今宮三丁目地内	約 0.19 ha	一部指定	4
今宮3-D	箕面市今宮三丁目地内	約 0.16 ha		4
今宮3-E	箕面市今宮三丁目地内	約 0.06 ha		4
今宮3-I	箕面市今宮三丁目地内	約 0.15 ha		4
今宮3-K	箕面市今宮三丁目地内	約 0.26 ha		4
今宮4-B	箕面市今宮四丁目地内	約 0.08 ha		4
今宮4-C	箕面市今宮四丁目地内	約 0.08 ha		4
外院2-A	箕面市外院二丁目地内	約 0.15 ha	一部指定	3
外院2-C	箕面市外院二丁目地内	約 0.33 ha	一部指定	3
外院2-E	箕面市外院二丁目地内	約 0.39 ha		3

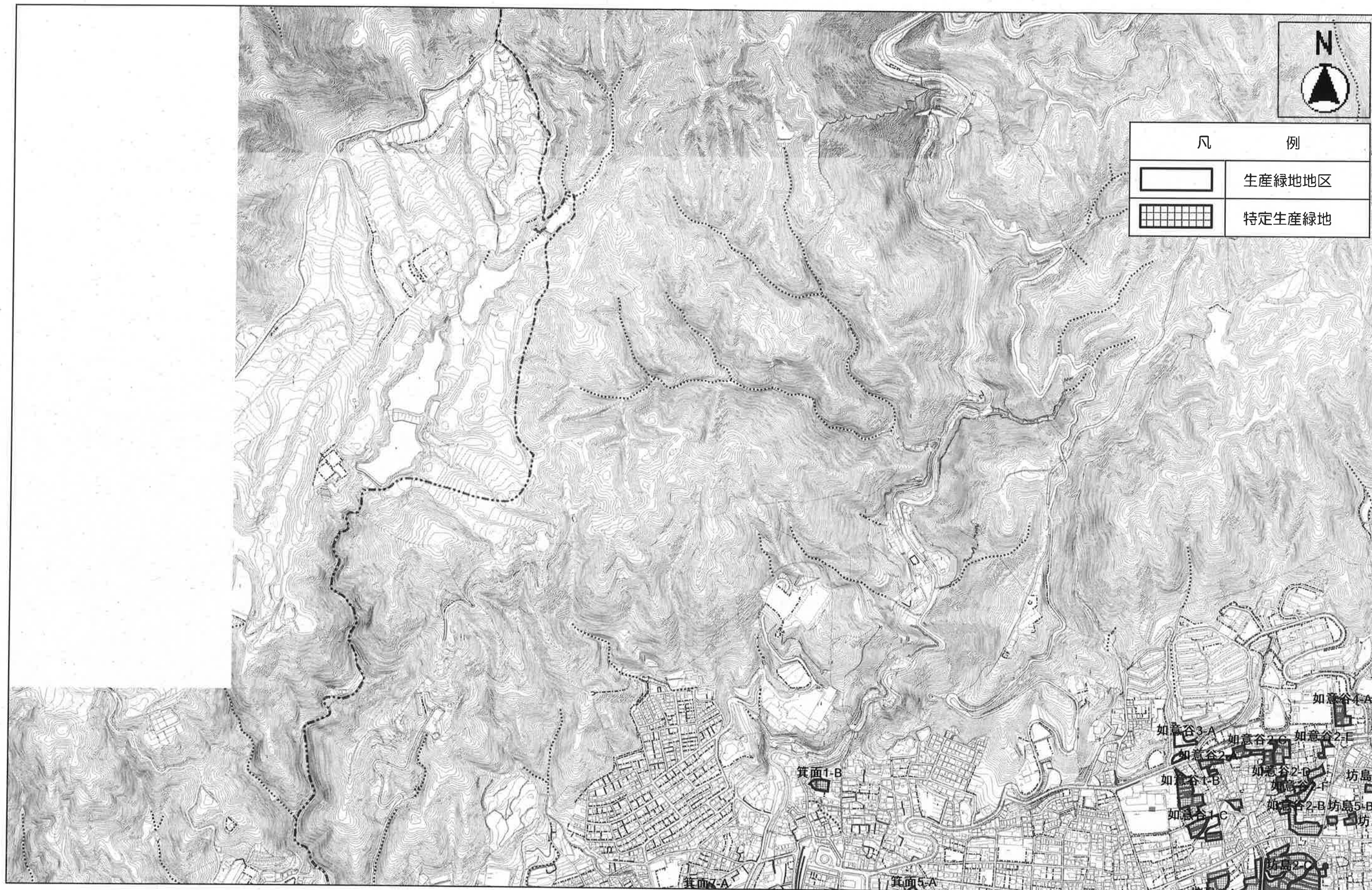
名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
外院3-B	箕面市外院三丁目及び粟生外院六丁目地内	約 0.22 ha	一部指定	3
外院3-D	箕面市外院三丁目地内	約 0.06 ha		3
外院3-E	箕面市外院二丁目地内	約 0.05 ha	一部指定 2・2・39外院北公園	3
石丸2-A	箕面市石丸二丁目地内	約 0.17 ha		3
石丸2-B	箕面市石丸二丁目地内	約 0.61 ha	一部指定	3
石丸2-C	箕面市石丸二丁目地内	約 0.22 ha		3
石丸2-E	箕面市石丸二丁目地内	約 0.13 ha		3
石丸2-F	箕面市石丸二丁目地内	約 0.06 ha	一部指定	3
白島1-A	箕面市白島一丁目地内	約 0.09 ha	一部指定	3
白島1-B	箕面市白島一丁目地内	約 0.10 ha		3
白島2-B	箕面市白島二丁目地内	約 0.06 ha		3
白島3-A	箕面市白島三丁目地内	約 0.11 ha	一部指定 5・5・1中央公園	3
白島3-B	箕面市白島三丁目地内	約 0.14 ha	5・5・1中央公園	3
白島3-C	箕面市白島三丁目地内	約 0.03 ha	一部指定 5・5・1中央公園	3
白島3-D	箕面市白島三丁目地内	約 0.13 ha	5・5・1中央公園	3
白島3-E	箕面市白島三丁目及び石丸三丁目地内	約 0.22 ha		3
白島3-F	箕面市白島三丁目及び石丸三丁目地内	約 0.02 ha	一部指定	3
坊島1-A	箕面市坊島一丁目地内	約 0.07 ha		2
坊島2-A	箕面市坊島二丁目及び如意谷一丁目地内	約 1.89 ha	一部指定 3・4・8芝如意谷線	1
坊島2-B	箕面市坊島二丁目地内	約 0.06 ha		2
坊島2-C	箕面市坊島二丁目及び坊島三丁目地内	約 2.64 ha	一部指定	1
坊島3-A	箕面市坊島三丁目地内	約 0.06 ha		2
坊島4-A	箕面市坊島四丁目地内	約 0.17 ha		2
坊島4-C	箕面市坊島四丁目地内	約 0.12 ha		2
坊島4-D	箕面市坊島四丁目地内	約 0.13 ha		3
坊島4-F	箕面市坊島四丁目地内	約 0.03 ha	一部指定	4
坊島4-G	箕面市坊島四丁目地内	約 0.19 ha		2
坊島4-H	箕面市坊島四丁目地内	約 0.06 ha	一部指定	4
坊島5-A	箕面市坊島五丁目地内	約 0.05 ha		1
坊島5-B	箕面市坊島五丁目地内	約 0.06 ha	一部指定	1
坊島5-C	箕面市坊島五丁目地内	約 0.05 ha		1
坊島5-E	箕面市坊島五丁目地内	約 0.10 ha		3
坊島5-G	箕面市坊島五丁目地内	約 0.18 ha		3
如意谷1-B	箕面市如意谷一丁目地内	約 0.44 ha	3・4・8芝如意谷線	1
如意谷1-C	箕面市如意谷一丁目地内	約 0.22 ha	一部指定 3・4・8芝如意谷線 2・2・23如意谷公園	1
如意谷2-A	箕面市如意谷二丁目地内	約 0.12 ha	3・4・8芝如意谷線	1
如意谷2-B	箕面市如意谷二丁目地内	約 0.07 ha		1
如意谷2-C	箕面市如意谷二丁目地内	約 0.57 ha		1
如意谷2-D	箕面市如意谷二丁目地内	約 0.09 ha		1

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
如意谷2-E	箕面市如意谷二丁目地内	約 0.06 ha		1
如意谷2-F	箕面市如意谷二丁目地内	約 0.75 ha		1
如意谷4-A	箕面市如意谷四丁目地内	約 0.26 ha		1
船場西3-A	箕面市船場西三丁目地内	約 0.50 ha		4
栗生間谷東1-A	箕面市栗生間谷東一丁目地内	約 0.07 ha		3
栗生間谷東1-B	箕面市栗生間谷東一丁目地内	約 0.28 ha		3
栗生間谷東1-C	箕面市栗生間谷東一丁目地内	約 0.92 ha	一部指定	3
栗生間谷東5-A	箕面市栗生間谷東五丁目地内	約 0.28 ha	一部指定	3
栗生間谷東5-B	箕面市栗生間谷東五丁目及び栗生間谷西七丁目地内	約 1.47 ha	一部指定	3
栗生間谷東5-C	箕面市栗生間谷東五丁目地内	約 0.15 ha	一部指定	3
栗生間谷東5-D	箕面市栗生間谷東五丁目地内	約 0.44 ha		3
栗生間谷東5-E	箕面市栗生間谷東五丁目地内	約 0.11 ha	一部指定	3
栗生間谷東5-F	箕面市栗生間谷東五丁目地内	約 0.38 ha	一部指定	3
栗生間谷東5-G	箕面市栗生間谷東五丁目地内	約 0.15 ha		3
栗生間谷東6-A	箕面市栗生間谷東六丁目地内	約 0.87 ha		3
彩都 D	箕面市彩都栗生南一丁目地内	約 0.26 ha	一部指定 国際文化公園都市特定土地地区画整理	3
栗生間谷西2-A	箕面市栗生間谷西二丁目地内	約 0.06 ha		3
栗生間谷西2-B	箕面市栗生間谷西二丁目地内	約 0.07 ha		3
栗生間谷西3-A	箕面市栗生間谷西三丁目地内	約 0.25 ha		3
栗生間谷西3-B	箕面市栗生間谷西三丁目地内	約 0.15 ha		3
栗生間谷西3-C	箕面市栗生間谷西三丁目地内	約 0.18 ha	2・2・5中村公園	3
栗生間谷西3-D	箕面市栗生間谷西三丁目地内	約 0.18 ha		3
栗生間谷西3-E	箕面市栗生間谷西三丁目地内	約 0.08 ha		3
栗生間谷西3-F	箕面市栗生間谷西三丁目地内	約 1.13 ha		3
栗生間谷西3-H	箕面市栗生間谷西三丁目地内	約 0.08 ha		3
栗生間谷西3-I	箕面市栗生間谷西三丁目地内	約 0.08 ha		3
栗生間谷西3-J	箕面市栗生間谷西三丁目地内	約 0.06 ha		3
栗生間谷西3-K	箕面市栗生間谷西三丁目地内	約 0.13 ha		3
栗生間谷西7-A	箕面市栗生間谷西七丁目地内	約 0.40 ha	一部指定	3
栗生間谷西7-C	箕面市栗生間谷西七丁目地内	約 0.49 ha	一部指定	3
栗生間谷西7-E	箕面市栗生間谷西七丁目地内	約 0.08 ha		3
栗生間谷西7-F	箕面市栗生間谷西七丁目地内	約 0.09 ha		3
栗生間谷西7-G	箕面市栗生間谷西七丁目地内	約 0.09 ha		3
栗生外院1-A	箕面市栗生外院一丁目地内	約 0.08 ha		3
栗生外院1-B	箕面市栗生外院一丁目地内	約 0.10 ha		3
栗生外院1-C	箕面市栗生外院一丁目地内	約 0.42 ha		3
栗生外院2-B	箕面市栗生外院二丁目地内	約 0.06 ha		3
栗生外院2-C	箕面市栗生外院二丁目地内	約 0.07 ha		3
栗生外院2-D	箕面市栗生外院二丁目地内	約 0.18 ha		3

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
栗生外院3-A	箕面市栗生外院三丁目及び栗生外院五丁目地内	約 0.50 ha		3
栗生新家1-A	箕面市栗生新家一丁目地内	約 0.05 ha		3
栗生新家1-B	箕面市栗生新家一丁目地内	約 0.11 ha		3
栗生新家1-C	箕面市栗生新家一丁目地内	約 0.22 ha		3
栗生新家2-A	箕面市栗生新家二丁目地内	約 0.09 ha		3
栗生新家2-B	箕面市栗生新家二丁目地内	約 0.17 ha	一部指定 3・4・11箕面東公園	3
小野原東1-B	箕面市小野原東一丁目地内	約 0.06 ha		3
小野原東2-A	箕面市小野原東二丁目地内	約 0.09 ha	小野原特定土地区画整理	4
小野原東2-B	箕面市小野原東二丁目地内	約 0.14 ha	小野原特定土地区画整理	4
小野原東2-E	箕面市小野原東二丁目地内	約 0.09 ha	小野原特定土地区画整理	4
小野原東2-F	箕面市小野原東二丁目地内	約 0.07 ha	小野原特定土地区画整理	4
小野原東4-B	箕面市小野原東四丁目地内	約 0.17 ha	小野原特定土地区画整理 小野原東特定土地区画整理	4
小野原東5-A	箕面市小野原東五丁目地内	約 0.02 ha	小野原特定土地区画整理 (吹田市域の生産緑地地区と一画となる)	4
小野原東6-A	箕面市小野原東六丁目地内	約 0.20 ha	小野原特定土地区画整理	4
小野原東6-B	箕面市小野原東六丁目地内	約 0.19 ha	小野原特定土地区画整理 小野原東特定土地区画整理	4
小野原東6-C	箕面市小野原東六丁目地内	約 0.08 ha	小野原東特定土地区画整理	4
小野原西1-B	箕面市小野原西一丁目地内	約 0.18 ha		3
小野原西2-B	箕面市小野原西二丁目地内	約 0.83 ha	一部指定 小野原西特定土地区画整理	4
小野原西2-C	箕面市小野原西二丁目地内	約 0.09 ha	一部指定 小野原西特定土地区画整理	4
小野原西2-D	箕面市小野原西二丁目地内	約 0.10 ha	一部指定 小野原西特定土地区画整理	4
小野原西2-F	箕面市小野原西二丁目地内	約 0.06 ha		4
小野原西3-B	箕面市小野原西三丁目地内	約 0.15 ha	小野原西特定土地区画整理 一部指定	4
小野原西3-C	箕面市小野原西三丁目地内	約 0.04 ha	小野原西特定土地区画整理 一部指定	4
小野原西5-H	箕面市小野原西五丁目地内	約 0.11 ha	小野原西特定土地区画整理 一部指定	4
小野原西5-I	箕面市小野原西五丁目地内	約 0.15 ha	小野原西特定土地区画整理	4
合 計	218地区	約 44.94 ha		

特定生産緑地位置図（区画割図）

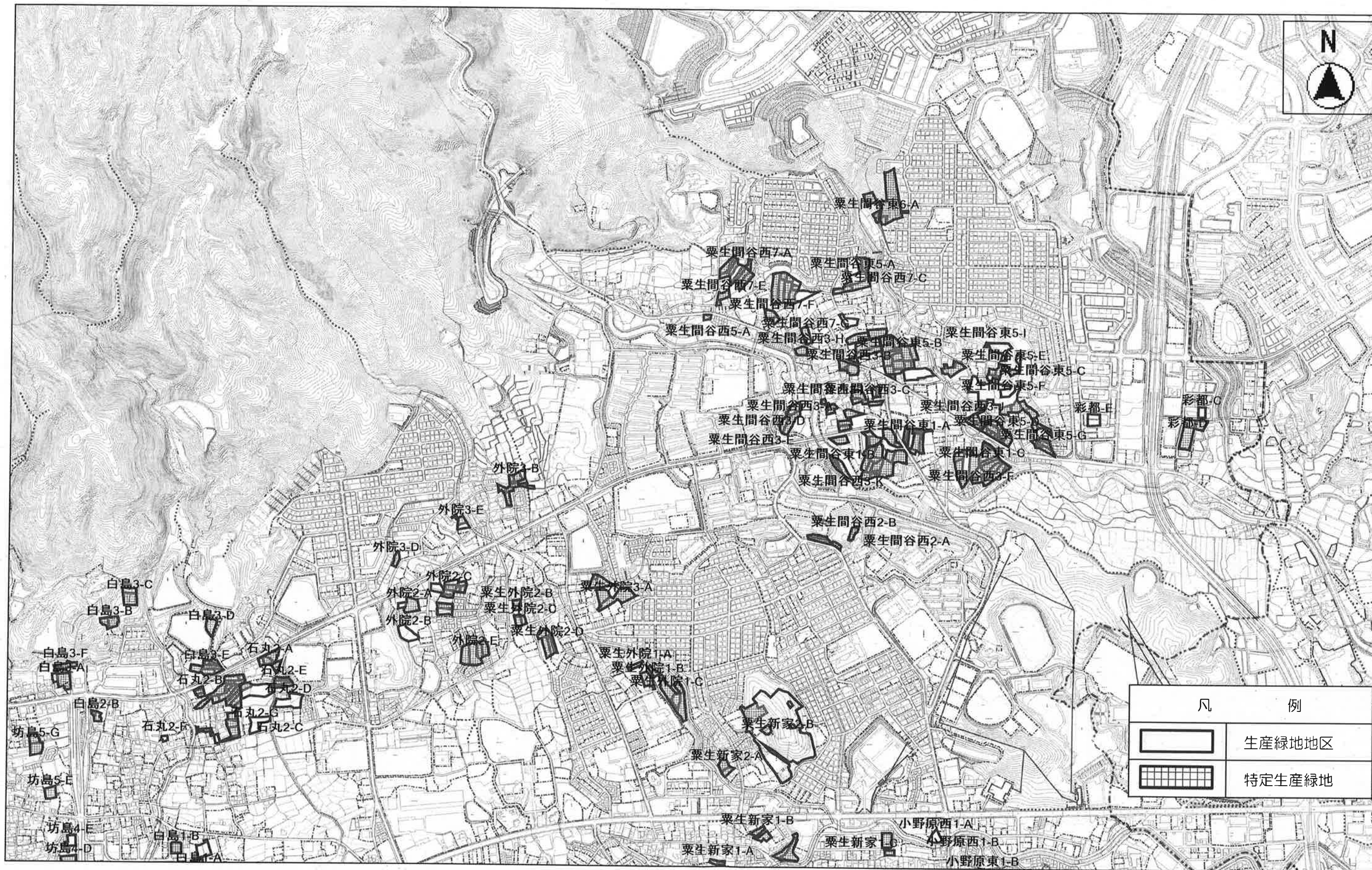




縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200 300 400

特定生産緑地位置図 (N0.1)



特定生産緑地位置図 (N0.3)

【案件2】 特定生産緑地の指定について

令和3年12月17日
箕 面 市
みどりまちづくり部 公園緑地室

令和3年度（2021年度）第1回箕面市都市計画審議会議案書

特定生産緑地とは

- 申出基準日が近く到来することとなる生産緑地を対象に、生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村長は告示から30年経過するまでに、生産緑地を特定生産緑地として指定できることになりました。
- 指定された場合、買取りの申出ができる時期が、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期されます。
- 10年経過する前であれば、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができます。



特定生産緑地とは

- 特定生産緑地の税制については、従来の生産緑地に措置されてきた税制が継続されます。
- 特定生産緑地に指定しない場合は、買取りの申出をしない場合でも、従来の税制措置が受けられなくなります。（激変緩和措置あり）
- 特定生産緑地の指定は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地を対象に、告示から30年経過するまでに行うこととされており、30年経過後は特定生産緑地として指定できないことに注意する必要があります。

特定生産緑地制度の概要

1. 特定生産緑地地区の指定（生産緑地法 第10条の2）

- ① 申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。申出基準日が近く到来することとなる生産緑地を対象に指定するものである。

※「申出基準日」とは、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過する日です。（例：平成4年8月18日告示の場合、申出基準日は令和4年8月18日になります。）

特定生産緑地制度の概要

1. 特定生産緑地地区の指定（生産緑地法 第10条の2）

- ② 生産緑地法の一部を改正する法律(平成3年法律第39号)の施行日以後に定められた生産緑地地区の区域内の生産緑地が指定対象となります。
- ③ 申出基準日までに行うこととされており、申出基準日以後はできなくなることから、生産緑地の所有者に対して早めに制度の周知を図り、指定に係る意向を確認することが望ましい。

特定生産緑地制度は、買取の申出期限の延伸を行うものであり、都市計画上の制限について変更するものではないため、都市計画決定ではありませんが、都市計画の決定に準じた法的効力を発生させるものであるため、都市計画審議会に「意見聴取」を行うものです。

特定生産緑地の同意件数

※現在、平成4年度告示分について受付を行っています。

平成4年度告示分(平成4年8月18日と11月30日に告示を行っています。)

令和3年12月7日時点

	生産緑地	特定生産緑地 に移行(同意)	特定生産緑地 に移行しない	確認中
筆 数	914筆 (100%)	850筆 (93.0%)	46筆 (5.0%)	18筆 (2.0%)
面 積	49.92ha (100%)	44.94ha (90.0%)	4.38ha (8.8%)	0.60ha (1.2%)
所有者 (代表者)	297人 (100%)	260人 (87.6%)	31人 (10.4%)	6人 (2.0%)



- ・意見聴取させていただきました地区については、速やかに指定告示を行う予定です。
- ・表中「確認中」については、意向確認後、次回都計審で意見聴取させていただきます。

今後のスケジュール

		令和3年度	令和4年度
平成4年指定 の生産緑地	意見徴収 (1回目)	都市計画審議会へ 意見聴取 (12/17) 告示 (1月初旬) 申請者への 事前通知 利害関係人への通知 (法10条の2)	申出基準日 (8/18) 申出基準日 (11/30)
	意見徴収 (2回目)		都市計画審議会へ 意見聴取 (7月頃) 告示 (8月初旬) 申請者への 事前通知 利害関係人への通知 (法10条の2)
	その他	未提出者への催促(再訪問)	

(補足)

- ①告示については、意見聴取をさせて頂いたもののみを指定しますが、次回の都市計画審議会(令和4年7月頃予定)以降に未提出者の指定意向の確認ができた際には、指定させて頂きたいと考えています。
- ②告示までに取り下げの申請あった場合は告示を行わず、事後報告で対応させていただきたいと考えています。